

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

本計画は、法第31条第1項の規定に基づき、特別防災区域における災害の未然防止及び拡大防止に関する基本的事項を定めたものであり、防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | 法 | 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。 |
| 2 | 特別防災区域 | 法第2条第2号に規定する鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域をいう。 |
| 3 | 特定事業所 | 法第2条第4号及び第5号に規定する第一種事業所及び第二種事業所をいう。 |
| 4 | 特定事業者 | 特定事業所を設置している者をいう。 |
| 5 | 特定事業所等 | 特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。 |
| 6 | 特定事業者等 | 特定事業所等を設置している者をいう。 |
| 7 | 防災協議会 | 法第22条の規定に基づき設置された鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会をいう。 |
| 8 | 防災計画 | 法第31条第1項の規定に基づき作成した茨城県石油コンビナート等防災計画をいう。 |
| 9 | 防災関係機関 | 法第27条第3項第4号に規定する関係特定地方行政機関、県、関係市、関係消防機関、関係公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。 |
| 10 | 防災関係機関等 | 防災関係機関及び特定事業者等をいう。 |
| 11 | 防災本部 | 法第27条第1項の規定に基づき設置された茨城県石油コンビナート等防災本部をいう。 |
| 12 | 現地防災本部 | 法第29条第1項の規定に基づき設置される茨城県石油コンビナート等現地防災本部をいう。 |

第 3 節 基本方針

防災の基本は、災害から住民の生命、身体及び財産を守ることであり、災害発生時においては、住民の安全確保を主眼としてすべての防災活動を実施するものとする。

特定事業者等は、自らの事業所における災害防止について第一次的責務を有することはもとより、その他の特定事業所等の災害防止及び拡大防止についても当該区域を構成する一員として、他の特定事業者等と協力し、相互に一体となって防災上必要な措置を講ずる責務を有する。

防災関係機関等は、特別防災区域における防災対策に関し、一体となって総合的な防災対策の推進を図り、円滑適切な措置を講ずるよう努める。

なお、この計画に定めのない事項は、茨城県地域防災計画を準用し、必要な対策を実施する。

第4節 特別防災区域の状況

第1 特別防災区域

法第2条第2号の規定に基づき、令和6年1月1日現在、茨城県内で特別防災区域として指定された区域（図1-1）は、次のとおりである。

なお、特別防災区域は、港湾により三地区に分かれるため、便宜上、それぞれを高松地区、東部地区、西部地区と称している。

1 特別防災区域の名称

鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域（総面積24.10km²）

2 特別防災区域の指定

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）に基づき、昭和51年7月14日指定

3 特別防災区域の範囲

(1) 高松地区

ア 茨城県鹿嶋市大字国末字北浜山、字南浜山及び字海岸砂地、大字泉川字北浜山、字南浜山、字浜屋敷及び字沢東、大字新浜並びに大字粟生字海岸、大字光字光2番地から4番地まで並びに大字粟生字東山2614番地及び2864番地並びに字浜2865番地の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

イ 茨城県神栖市光の区域及び当該区域に介在する道路の区域

(2) 東部地区

茨城県神栖市深芝字海辺、字藤豊及び字原芝、北浜1番地から4番地まで、3番地及び4番地に隣接する国有無番地、6番地から13番地まで、14番地1、14番地3、15番地、16番地1、16番地3、19番地1（工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第12項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、19番地2、20番地から24番地まで、27番地、3671番地37から3671番地41まで、3671番地44から3671番地47まで、6223番地54、6223番地55（工業専用地域に限る。）、6223番地60から6223番地62まで並びに6318番地、奥野谷字浜野6223番地65、6225番地40、6225番地821、6225番地832及び6225番地833並びに字東和田5588番地2、東和田（39番地1及び39番地2を除く。）の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(3) 西部地区

茨城県神栖市居切字海岸砂地、東深芝1番地1から1番地7まで、2番地2から2番地25まで、3番地1から3番地11まで、3番地14から3番地16まで、4番地1から4番地10まで、5番地から7番地まで、8番地1から8番地5まで、9番地1、9番地2、10番地、11番地1から11番地3まで、12番地、13番地1から13番地10まで、14番地1から14番地8まで、15番地、16番地1から16番地6まで、16番地8から16番地32まで、17番地1から17番地18まで、18番地1、18番地2、19番地1から19番地3まで、20番地、21番地2から21番地4まで、22番地2、22番地3、22番地17から22番地21まで、22番地23から22番地25まで、34番地9から34番地10、34番地13から34番地21まで、34番地53及び34番地54並びに字高山2988番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

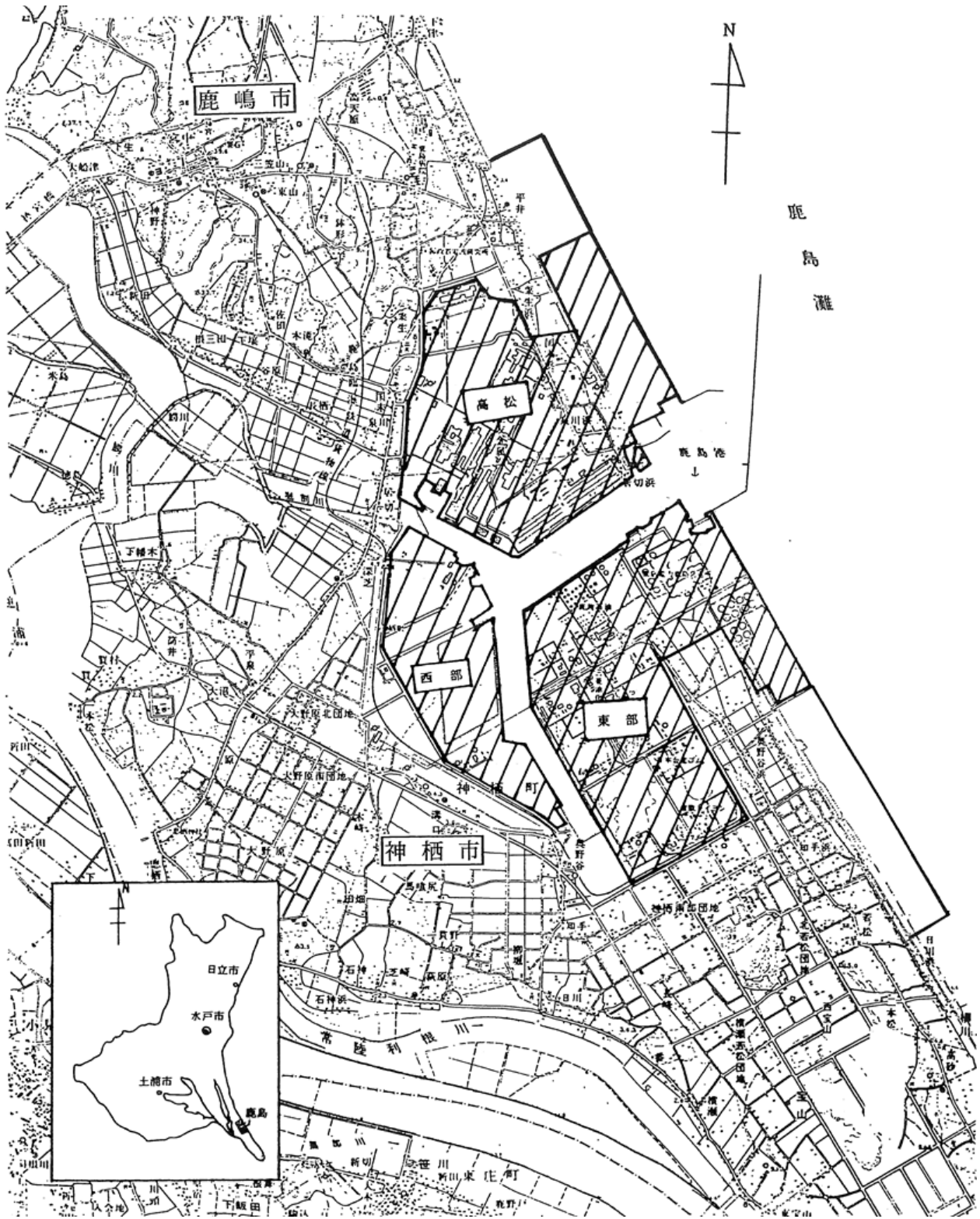


图 1-1 特别防災区域

1km

第2 防災上からみた特別防災区域の状況

1 特定事業所の立地状況

令和6年1月1日現在、特別防災区域における特定事業所は、第1種が14事業所（うちレイアウト第1種が11事業所）、第2種が17事業所、計31事業所であり、特定事業所の一覧は次のとおりである。（図1-2参照）

(1) 高松地区

番号	区分	事業所名	所在地
1	1種(レ)	日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区	鹿嶋市光3番地

(2) 東部地区

番号	区分	事業所名	所在地
2	1種(レ)	信越化学工業(株)鹿島工場	神栖市東和田1番地
3	1種(レ)	鹿島石油(株)鹿島製油所	神栖市東和田4番地
4	1種	鹿島石油(株)鹿島製油所原油タンク地区	神栖市北浜14、16番地
5	1種	(株)J E R A鹿島火力発電所	神栖市東和田9番地
6	1種	鹿島北共同発電(株)鹿島北共同発電所	神栖市東和田16番地
7	1種(レ)	三菱ケミカル(株)茨城事業所	神栖市東和田17番地1
8	1種(レ)	A G C (株)鹿島工場	神栖市東和田25番地
9	1種(レ)	(株)カネカ鹿島工場（東地区）	神栖市東和田28番地
10	1種(レ)	(株)E N E O Sマテリアル鹿島工場	神栖市東和田34番地1
11	1種(レ)	(株)クラレ鹿島事業所	神栖市東和田36番地
12	1種(レ)	鹿島液化ガス共同備蓄(株)鹿島事業所	神栖市奥野谷6223-65
13	2種	鹿島電解(株)鹿島工場	神栖市東和田3番地
14	2種	ライオンケミカル(株)ファインケミカル事業所	神栖市東和田22番地
15	2種	(株)A D E K A鹿島工場	神栖市東和田29番地
16	2種	鹿島ケミカル(株)本社工場	神栖市東和田30番地
17	2種	三菱瓦斯化学(株)鹿島工場	神栖市東和田35番地
18	2種	扶桑化学工業(株)鹿島事業所	神栖市東和田20番地

(3) 西部地区

番号	区分	事業所名	所在地
19	1種(レ)	花王(株)鹿島工場	神栖市東深芝20番地
20	2種	昭和産業(株)鹿島工場	神栖市東深芝6番地
21	2種	D I C (株)鹿島工場	神栖市東深芝18番地
22	2種	(株)ジェイエスピー鹿島工場	神栖市東深芝16番地3
23	2種	(株)カネカ鹿島工場(西地区)	神栖市東深芝15番地
24	2種	日本乳化剤(株)鹿島工場	神栖市東深芝16番地4
25	2種	日本アルコール産業(株)アルコール事業本部鹿島工場	神栖市東深芝16番地5
26	2種	東邦化学工業(株)鹿島工場	神栖市東深芝16番地8
27	2種	(株)ニッスイ ファインケミカル総合工場	神栖市東深芝18番地2
28	1種(レ)	竹本油脂(株)鹿島工場	神栖市東深芝16番地11
29	2種	日華化学(株)鹿島工場	神栖市東深芝16番地25
30	2種	青木油脂工業(株)鹿島工場	神栖市東深芝16番地10
31	2種	鹿島タンクターミナル(株)	神栖市東深芝16番地26

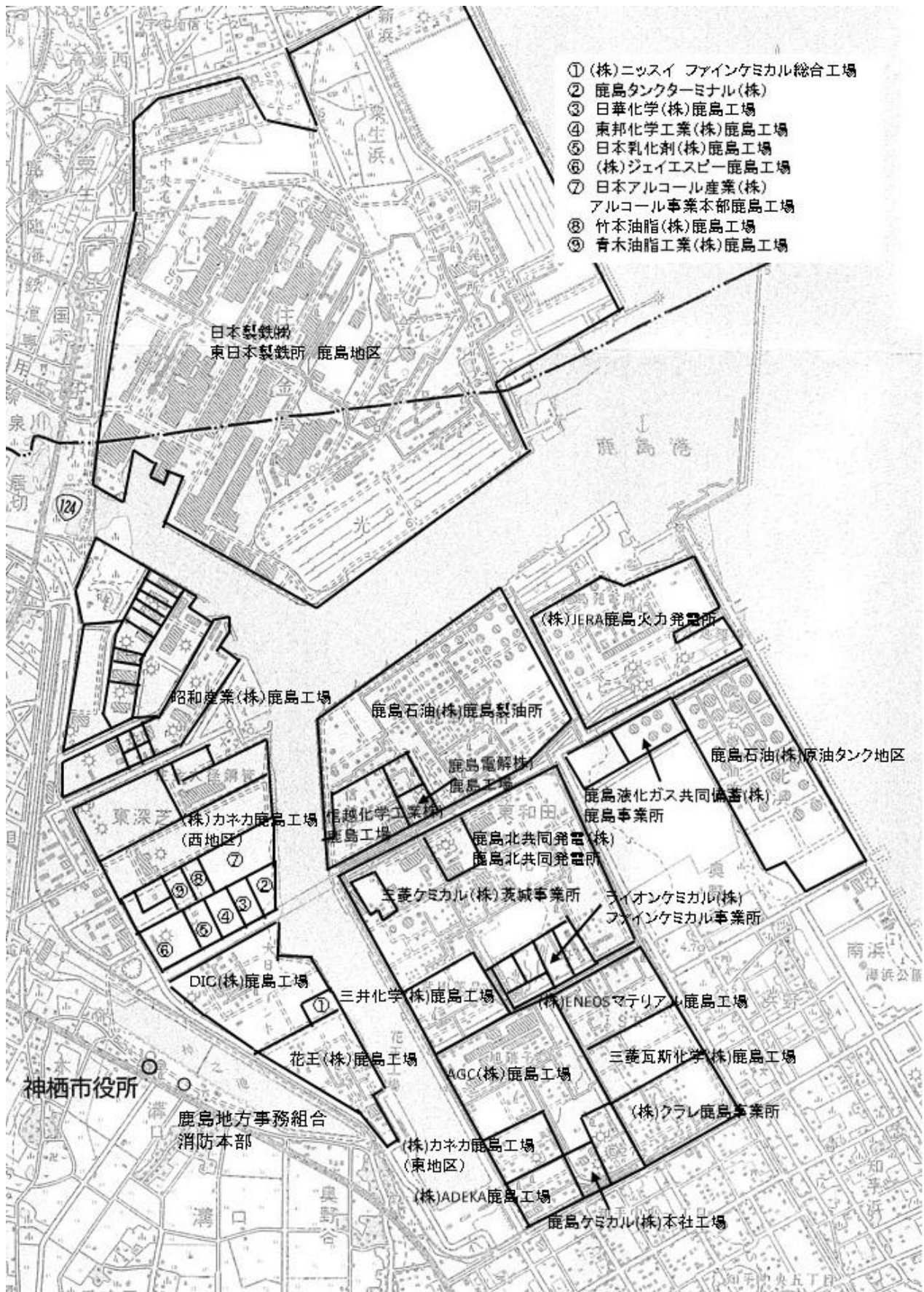
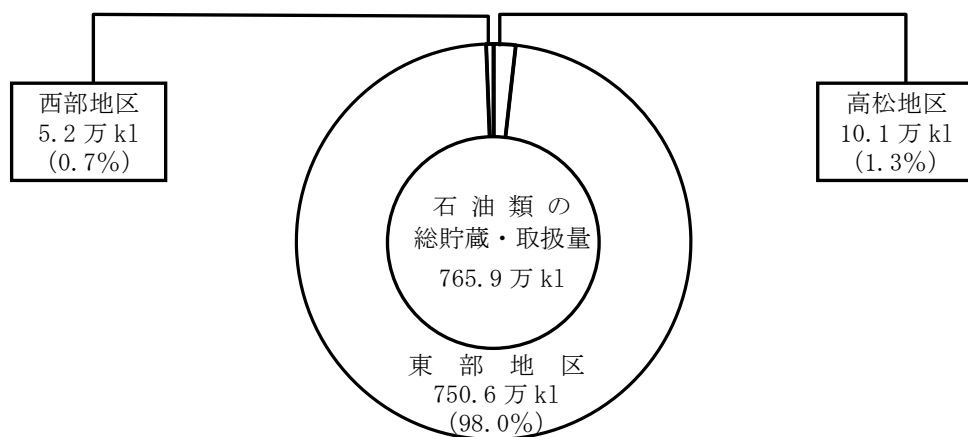


図1-2 特定事業所配置図

令和5年4月1日現在、特別防災区域における特定事業所の石油類の貯蔵・取扱量は765.9万kl、高圧ガスの処理量は78,198万Nm³/日に達している

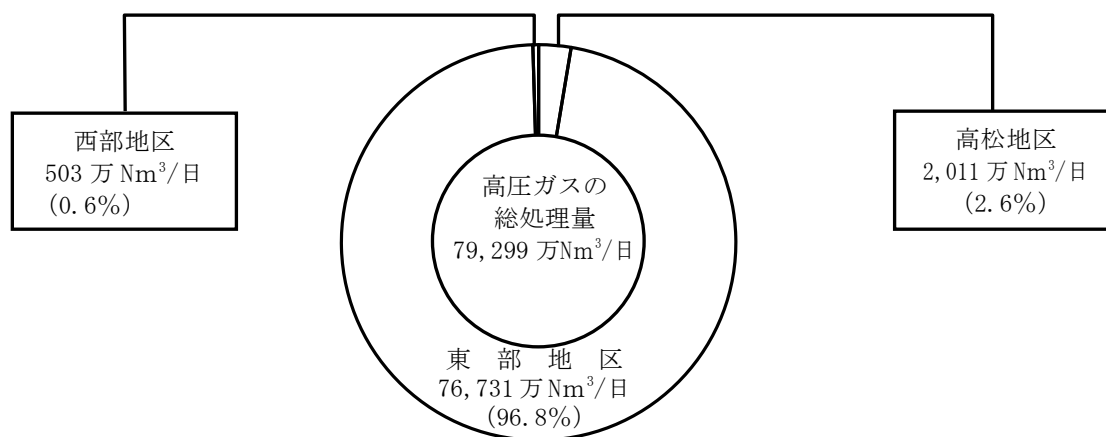
・石油の地区別貯蔵・取扱量（令和5年4月1日現在）



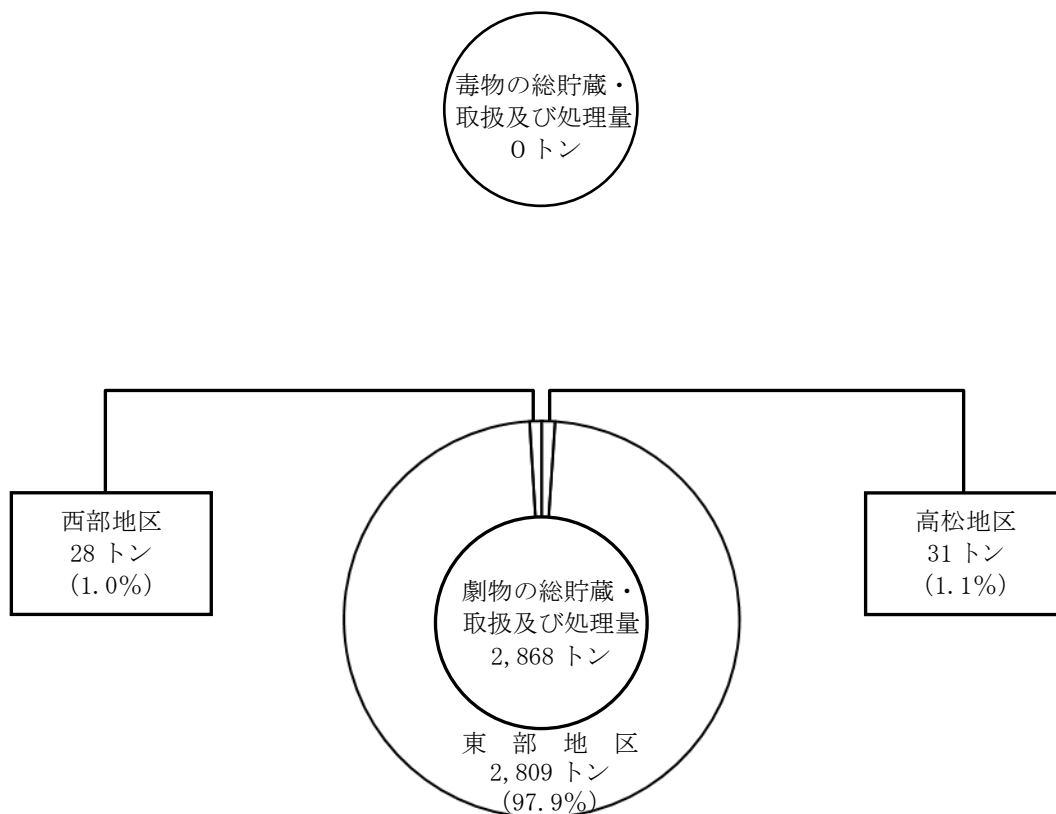
屋外タンク貯蔵所（第4類石油類）は、16万kl原油タンクをはじめとして1万kl以上のもの87基、1万kl未満のもの842基、合計929基、また、高圧ガス貯槽は、3万トンのブタンの貯槽をはじめとして5千トン以上のもの18基、5千トン未満のもの168基、合計186基が設置されている。

特に、東部地区は、特別防災区域における石油類の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量のいずれも大部分を占めていることから、防災対策上最も重要な地区となっている。

・高圧ガスの地区別処理量（令和5年4月1日現在）



・毒物・劇物（法）の地区別貯蔵・取扱及び処理量（令和5年4月1日現在）



・容量別屋外タンク貯蔵所〈第4類石油類〉（令和5年4月1日現在）

区 分	一, 〇〇〇 kl 未満	一, 〇〇〇 kl 以上 一 万 kl 未満	一 万 kl 以上 五 万 kl 未満	一 〇 万 kl 以上 五 〇 万 kl 未満	一 〇 万 kl 以上	計
設置 数 (基)	747	95	52	19	16	929

・容量別高压ガス貯槽（令和5年4月1日現在）

区 分	一 〇〇 t 未満	一 〇〇 t 以上 五 〇〇 t 未満	一, 五 〇〇 t 以上 一, 〇〇 〇 t 未満	一, 〇〇 〇 t 以上 五, 〇〇 〇 t 未満	五, 〇〇 〇 t 以上	計
設置 数 (基)	68	28	16	56	18	186

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 特定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携
- (3) 管区内防災関係機関との連携
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (5) 警察通信の確保及び統制

2 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局

- (1) 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
- (4) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保
- (5) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (6) 特定事業所となった者に対する防災のための必要な資金の確保
- (7) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (8) 被災中小企業の振興

3 関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所

- (1) 国有港湾施設の復旧

4 関東地方整備局常陸河川国道事務所

- (1) 直轄一般国道の保安確保
 - ア パトロールの実施
 - イ 道路情報の収集
 - ウ 道路の維持修繕
- (2) 直轄一般国道の交通確保
 - ア 道路点検
 - イ 情報連絡
 - ウ 道路の応急復旧

5 鹿島海上保安署

- (1) 海上交通安全の確保
- (2) 海上治安の維持
- (3) 海洋汚染及び海上災害の防止
- (4) 海難救助並びに天災事変等における援助

- 6 茨城労働局
事業所の労働災害防止

第2 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査
- 2 災害派遣計画の作成
- 3 茨城県石油コンビナート等防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第3 茨城県

- 1 防災本部の運営
- 2 防災に関する施設及び組織の整備
- 3 防災情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- 4 災害広報
- 5 現地防災本部の設置
- 6 県管理国県道の交通安全確保
- 7 消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄、調達及びあっ旋
- 8 自衛隊の災害派遣要請
- 9 災害応急措置の概要等の報告
- 10 特定事業所の防災に関する指導
- 11 危険物、高圧ガス、毒物・劇物施設等の保安に関する指導、監督及び立入検査
- 12 防災教育訓練の実施及び指導
- 13 防災に関する調査研究
- 14 防災緑地等の整備
- 15 公共施設の災害復旧対策
- 16 環境汚染に関する監視、指導
- 17 災害発生時の公害防止対策
- 18 その他必要な応急対策等の実施

第4 茨城県警察本部

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被災者の救出救助
- 3 住民の避難誘導
- 4 広報活動
- 5 交通規制及び災害現場の警備
- 6 社会秩序の維持
- 7 危険物等の保安措置
- 8 行方不明者の捜索及び死体の検視
- 9 他の都道府県警察等に対する援助の要求
- 10 災害原因の調査研究

第5 鹿嶋市・神栖市

- 1 現地防災本部の事務
- 2 災害情報の収集、伝達及び災害広報の実施
- 3 地域住民の避難措置
- 4 被災者の救出及び救護
- 5 災害時における保健衛生、文教及び公害防止対策
- 6 緑地等の整備及び保全
- 7 市の管理に属する施設の災害復旧
- 8 その他必要な応急対策等の実施

第6 鹿島地方事務組合消防本部

- 1 自衛防災組織等の育成指導
- 2 防災協議会の育成指導
- 3 災害情報の収集及び伝達
- 4 災害原因の調査
- 5 特定事業所の防災に関する指導
- 6 危険物施設等の保安に係る指導、監督及び立入検査
- 7 防災資機材の整備
- 8 防災組織の整備及び教育訓練
- 9 消火活動等の実施及び自衛防災組織等に対する指示
- 10 被災者の救出救護及び傷病者の救急搬送
- 11 警戒区域の設定

第7 特定事業者

- 1 自衛防災組織及び共同防災組織の確立
- 2 防災協議会の設置及び相互応援体制の確立
- 3 特定防災施設等の整備
- 4 防災資機材の整備及び点検
- 5 危険物施設等の自主点検
- 6 防災教育訓練の実施
- 7 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- 8 異常現象の通報
- 9 災害応急措置の実施及びその概要等の報告
- 10 公害防止対策
- 11 その他災害の発生及び拡大防止のための必要な措置

第8 防災協議会

- 1 防災に関する自主基準の作成
- 2 相互応援体制の確立
- 3 防災教育・訓練の共同実施
- 4 防災に関する技術の共同研究